⑵　開札時に、平成27・28年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。又は、この条件を満たす２社で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　施工実績　平成13年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

㋐　同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が35万㎥以上ある道路土工工事

ｂ）躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端までの高さ）25m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋐同種工事若しくは㋑同種工事の施工実績を有すること。

㋑　同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が15万㎥以上ある道路土工工事

ｂ）躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木一式工事）に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成13年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が15万㎥以上ある道路土工工事

ｂ）躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を20点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合　技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点

ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合　１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ）施工計画

・施工上の課題に対する具体的方策

①　着手可能時期に制約がある中での盛土上のＣ－ｂｏｘ構築における施工上の課題に対する具体的方策

②　角亀川第三橋Ａ１橋台、Ｐ１橋脚施工時における主要地方道相生宍粟線の既設法面撤去に対する具体的方策

③　降雨時に沢部からの流入土砂等による長大切土施工上の課題に関する具体的対策

・工事中安全対策全般に関する取組み

①　一般道を利用した土運搬作業における運行管理及び公衆災害防止に関する具体的方策

②　ＡＢランプ第一橋Ａ１橋台施工時における供用線に対する具体的方策

③　本工事全般における安全対策上最も重要と考えられる課題とその対策（施工上の課題に関する具体的方策の①～③及び上記①、②を除く。対策工については総数で２提案までとする。）

・コンクリート及び盛土の品質確保に向けた取組み

①　コンクリートの型枠・鉄筋に関する具体的方策

②　コンクリートの打設・養生作業に関する具体的方策